

社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会法人後見事業等運営委員会規程
(設置)

第1条 社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が実施する法人後見事業及び福祉サービス利用援助事業（以下「法人後見事業等」という。）の適正な運営を確保するため、坂戸市社会福祉協議会法人後見事業等運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法人後見人等の受任及び辞任の可否に関する事項
- (2) 成年被後見人等からの苦情申立てに対する調査、調整及び審査に関する事項
- (3) 法人後見事業等に対する監督、指導及び助言
- (4) その他法人後見事業等の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 法人後見事業等に関して識見を有する者
- (2) 社会福祉、医療又は保健に関する職務に従事する者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。